

# 稲作北限地帯における 減反政策の展開と農民生活

— 北海道美深町・T部落・P部落・

H部落、三部落の事例研究 —

北海道大学 布施 鉄 治

北海道教育大学 小内 透

北海道大学大学院 小内 純 子

## 本稿の主題

私たちが研究グループは、ここ数年来日本列島を縦断する形で、わが国稲作地帯における事例研究を積み重ねている。その理由の一つは、わが国社会のいわば「原型」として措定されうる稲作農村における農民層の生産・労働・生活様式の具体的変動レベルにまで降りて、わが国社会の現下における文化変動・社会変動の諸相の中を貫く骨格としての構造的変動の「潮の方向性」を把握することにある。つまり、現下のわが国稲作農村社会の変動の諸相を、農民・農家のレベルに立ちかえて取り押さえることによって、彼らが自らの村落社会をいかに新たに構成しつつあるか、その具体的実相の分析をとおして上述の課題に一步迫ることにある。

私たちが今回分析対象とするのは、わが国稲作北限地帯の三部落であるが、私たちは分析枠として次の諸点を重視している。第一は、日本資本主義経済発展過程の中での、この地帯における農業地帯形成、すなわち農村・農民社会形成の史的過程の問題である。この稲

作北限地帯の農村社会形成の諸過程は、当初の自給的農業の時期を除けば、世界資本主義にそれ自体運動した日本の経済、および国家政策に直接的に規定されての、ある意味では北海道農村地帯形成の典型ともいへき地域社会史として刻印される。第一次世界大戦、そして昭和初期までは畑作、とりわけ除虫菊、また馬鈴薯を主体とした澱粉景気で、畑作を中心とした農村地帯形成が図られるが、商品畑作物の大幅な価格下落、また略奪農法の結果としての地方減退の中で（この時期は、全国的にみて小作争議の激発の中でわが国寄生地主制危機の段階に相応し、その山林地主化が図られ、また耕作地主化がみられる段階）、大正十一年の土功組合の設立（大正十三年灌漑溝の完成）によって、地帯の水田化が積極的に図られ、最高時一、七〇〇町歩余りの水田が政策的にこの地帯に造成される。

しかしながら、昭和六、七年の大凶作にあきらかなように水田耕作には不適な地帯故、その後も現在に至るまで「三年に一度の大凶作」といわれる状態の中で、昭和十七年、これも政策的に一、三〇〇町歩の水田を畑地に転換、水田は四〇〇町歩ほどにまで減少する。

そして、乳牛の増加が図られる。こうした状況は昭和二十四年の貸付牛制度もあって戦後も続くが、昭和三十年代末から四十年代前半にかけて、美深町ではいわば自生的に水田造成熱がおこり（その価格の有利性の問題）昭和四四年には水田は一、六六〇町歩にまで増大する。こうしたなかで昭和四五年以降の減反政策がこの美深稲作北限地帯を直撃することになる。美深町の場合、一九八〇年段階で転作率は八一・二％に達する。牧草への転換が約半数、ついで小麦、大豆、甜菜への転換が多い。

さて第二は、かような意味での美深町農村地帯の史的な生業の質

的転換の節々において、農民層の離農があいついだということである。表一は現在の美深町農家の経営規模別変動を示した。この事実は、日本資本主義の発展諸過程をとおして、その作るべき生産に基づいた地域社会の安定的将来像が何回もぬりかえられ、未だ完成していないということを示す。いま、地域の人口推移をみても、大正九年には一〇、九九一人、大正十四年には一〇、一〇九人、昭和五年には一一、七〇八人に増加、戦時中の昭和十五年には一一、二一四人に減少するが、戦後は一貫して増加、昭和十五年には、一四、〇四六人のピークの達する。けれども、それ以降一貫して減少、昭和五五年には八、三五〇人となっている。以上の史的諸事実、すなわち、昭和三五年以降の自生的な私たちでの水田化熱は地域社会それ自体の形成への地域農民層の最大限の努力、それに基づいた地域社会形成への営為であったとうけとることができるが（北海道の場合多額の負債を背負ったそれであるが）、そこへ政策としての減反政策が展開せられ、否応なしに地域農業形成のあり方の再度の転換を迫られているのが現状である。

ところで、ここでの問題は、そしてそれが本報告の主題となるが、こうした転換期において、地域農民層は現段階の減反政策の展開を「主体」としていかに受け止め、様々な対応の中で具体的に如何なる生活をその農業生産・労働をとおして、あらたなる生産の形を自らの地域社会そのものとして形成しつつあるか、あるいは農民社会そのものがまったく崩壊の過程にあるのか。しかし、崩壊の過程にあるといっても、その中で地域は消滅するわけではない。その中にどういうあらたなる対応が立ちあらわれているのか。あらたなる生業者集団が形成されつつあるのか。農民社会は彼らの生活それ自体

表1 経営耕地規模別農家数の推移（美深町）

年度	0.5h 未満	0.5ha ～	1.0ha ～	3.0ha ～	5.0ha ～	7.5ha ～	10.0ha ～	15.0ha 以上	農家 総数
1960	56	42	315	432	237	—	12	—	1,094
1965	37	28	176	375	231	116	22	—	946
1971	36	24	98	243	224	99	59	18	801
1972	31	26	103	209	176	95	68	27	735
1973	30	26	103	204	166	86	71	31	717
1974	27	24	96	196	167	75	69	38	692
1975	45	23	89	187	142	84	67	44	681
1976	37	28	83	169	135	87	68	52	659
1977	28	27	78	143	131	74	79	55	615
1978	32	23	79	143	124	75	76	56	608
1979	30	17	81	134	121	73	42	60	588
1980	31	21	80	131	114	77	69	64	587

資料：「農林業センサス」「農業基本調査」

としてどう再編されつつあるのか。激しい階級・階層分解下、農民層自体はといった減反政策をどう受けとめているのか。その受けとめ方において、戦後四十年をへた段階下、そこには国民社会の総体としての生産力水準の発展があるし、当然に農業生産における機械

化水準も高度化している。何よりも、民主主義社会としての戦後四十年をへる中で、農民それ自体の中での「主体」としての変質が看取されるはずである。かかる点を本報告では問題とする。

私たちがここで取り上げるのは稲作北限地帯の互いに隣接した三部落である（これより北にはわが国の稲作部落はない）。T部落は減反政策への対応として相対的に稲作志向への方向性を色濃くもつ部落（小内純子分析）、P部落は部落社会そのものが解体の危機下、酪農、畑作への方向性をもつ部落（布施分析）、H部落は減反政策開始前既に酪農・畑作へ転換した部落（小内透分析）である。本報告は、私たち研究グループが、昭和五七年に実施したT部落・P部落の本調査、昭和五八年に実施したH部落の本調査、及び三部落のその後の補足調査結果をもとにしている。

以下、あらかじめ各部落の変動の概略について述べておこう。

#### T部落の概況

T部落は、美深町のほぼ中央の平坦地に位置する部落である。戸数は現在三三戸であり、それらは班と呼ばれる四つの農事組合に組織されている。

このT部落に初めて鎌が下ろされたのは明治三三年のことである。その後徐々に入植が進み、昭和五年には東神楽より十一人が入植し、部落民は一挙に倍増した。そして、それと同時にT部落における稲作が本格化することになる。

この稲作は、T部落が美深町の中で最も肥沃な土地に位置していたこともあって、町全体としては凶作・不作が続いた時期も、T部落では一定程度の成果を収めることができた。それゆえ、昭和十七年、稲作の凶作・不作が連続する中で町政として畑地への再転換が

が定着するが、昭和三十年代に再び造田ブームとなるなかで畑地の水田化が進む。T部落の農家戸数が最高になるのもこの時期で、昭和三五年前後には六十戸余りに達した。しかし、それ以後、天塩川の護岸築堤用地の買収に伴う十戸の立ち退きなどを中心に離農が進み、減反開始直前には四四戸となり、それらの農家のほとんどが水田単一経営を行なうという状況にあった。こうしてみえてくると、T部落は、美深町における「米どころ」という性格を持ち続けてきた部落であり、現段階における相対的に低い減反・転作率は、こうした歴史の延長線上にあるものといえる。

ところで、減反開始直前に以上のような状況にあったT部落は、現反以降大きく変貌をとげることになる。すなわち、T部落の農民層は、減反以降、規模の点でも、作目の点でも、大きく分化・分解してきているのである。作目の点からみると、米作りを続ける農家、畑作に中心を移す農家、肉畜へ移行する農家、奨励金のみを取得する農家、そして、離農してしまつた農家に分化・分解してくる。さらに、稲作農家と畑作農家は農業所得によつて三つの層に分かれ（稲作Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ層、畑作Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ層）、このうち稲作Ⅰ層は減反以降も規模拡大を続け十町歩以上の経営を行ない、畑作Ⅰ層は集約的な畑作（ゆり根、大根）を行なうという階層的特徴を有している。

いま、こうした階層的相違に注目しつつ、農家経済、農業生産、農外就労、官農志向、集団対応の側面から、各階層の現状と問題についてみると、次のような諸特徴が看取される。

稲作Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ層は、三層とも減反開始以降に本格化する機械の大形化や土地購入のためにかかりの負債を抱え、資金返済の一方で、

資金を借り入れるという構造を定着させている。特に、減反移行、急激に規模拡大を行なつてきた稲作Ⅰ層は、二、三千万円程度の負債を抱え込む状況にある。

畑作Ⅰ層、肉畜層でも、以上のような傾向は指摘された。しかも、他の転作層に比べ、これらの層は、転作を契機に積極的に集約的畑作や肉畜に取り組んだ層とみることができ、こうした層においてさえ、転作奨励金を抜きにしては今の経営はなりたち得ないというのが実状である。

そして、最も矛盾をかかえた層として畑作Ⅱ、Ⅲ層がある。彼らは、甜菜や豆・雑穀類中心にあくまでも一時的、経過的措施として減反を継続しており、調査時点でも極めて強い水田への復帰志向を有している。そして、復帰できるまでの対応として、男子労働力は夏場農外就労に出て、農業は妻を中心に出面を用いて行なうというかたちをとっている。もちろん、彼らの家としての収入は、農外収入を合わせるならば、他階層に劣るというわけではない。しかしながら、他階層の場合、以上のような問題をもちつつも、ある程度具体的な農業の将来展望をもち、もち米生産組合、T稲作官農組合、ゆり根生産振興会、肉畜集団組合等の作物毎の集団へ結果する動きをみせるのに対し、畑作Ⅱ・Ⅲ層は水田への復帰という志向性もちながらも、減反が長期化する中でそうした志向性を具体化できないという状況にある。しかも、T部落のように、個別農家毎に減反に対応し、それを契機に農民層の分化・分解が急速に進んだところでは、農事組合は、全農民層の要求を集約する機能を急速に失いつつあった。その結果、農業に対する意欲を残しつつも、消極的なかたちで減反に対応している畑作Ⅱ・Ⅲ層のような農家の農業生産を

積極的に支える集団はなくなってきたつある。こうした事態は、彼らの意志とは別に、彼らをさらなる分解の渦中へと導いていく方向を予測せしめるものであるといえよう。

このように、T部落の場合、減反移行、T稲作営農組合の結成に代表される積極的な取り組みを内包しつつも、数々の諸問題を生み出しながら農民層の分化・分解が進展したのである。そして、その矛盾の集中点は、T部落の場合、畑作Ⅱ・Ⅲ層にあるといえるのである。

#### P部落の概況

T部落に隣接する減反率八割を越えるP部落では、T部落に比べて減反政策の諸影響は一段と厳しく部落社会におおいかぶさっている。P部落は大きく高台と下台に分かれる。高台は二班に、下台は三班に分かれている。立地条件が悪いこの地帯は明治三九年に小作制大農場として開拓された。最盛期の戸数は一二〇戸。その後、農場は持ち主がかわり、終戦時には、大幅な戸数減の中、F農場、I農場の小作人が主で、耕作地主のわずかな小作人、そして、さらにわずかな自作農で構成されていた。農家戸数は七二戸である。昭和二三年、さらに五六戸へ減少するが、戦後のピーク時は六七戸、昭和五二年四八戸、調査時四四戸（調査可能四一戸）である。

かつて、澱粉生産、除虫菊生産でこの一帯、とくに高台は澱粉景気で賑わったが、戦前の水田化政策の中で高台にまで灌漑溝が敷かれ、一〇〇余町歩の水田が造成された（農家戸数一二〇戸——高台五六戸）。けれども、昭和六、七年及び九、十年の凶作を経るなかで、小作人の離散は激しく、生活立て直しのため稲作から畑作への再転換が昭和十七年に図られる。しかし、戦後、昭和三十年代後半

に始まる造田ブームはP部落をも巻き込み、高台においても再び水田が復活することになる。そのころ部落の半数は乳牛を導入していた。当時、農民層は水田五町、乳牛十頭規模の「水田酪農経営郷」の形成を目指す。農民層の階層分化もそれほど激しくはない。

しかし、減反政策の展開の中で、圧倒的多くの農民層は、その目標の転換を余儀なくされる。調査時の各戸の農業所得を指標として四一戸の階層区分を行なうと、上層に属するものが三戸、中層四戸、後はすべて下層として位置づけられる。上・中層は酪農専業農家がしめ、下層は畑作農家がしめる。下層は、さらに第一種兼業の下層Ⅰ、第二種兼業の下層Ⅱ、老人専業の下層Ⅲという内実をもっている。このほか農業所得皆無の十一戸（部落にとどまる脱農家と市街地転居層——土地は所有、稲作転作奨励金が生活の糧となる）となる。現在、一町以上の田地を所有するのは十八戸である。各階層の特徴をみると、上・中層は有畜経営経験をもち、水田面積が三町以上と全階層の中で最も高く、転作奨励金を利用して酪農専業へ移行した層、下層Ⅰは水田面積は上・中層の三分の一、有畜経験がないところから制度資金を導入して畑作専業を志向した層、下層Ⅱは上・中層について水田面積は多かったが、畑地面積が少なく、田の畑地化のための土地改良資金導入を考え、家族全員が農外就労という道を選んだ層、現在は転作奨励金と農外就労で生活をたてる（この層は減反が終われば稲作へ戻ることを強く望む）。下層Ⅲは有畜経験も有り、上・中層と条件はにているが後継者がなく、酪農、畜産から畑作へ移行した層、脱農層は稲作単一経営であったという特徴をもっている。そこには、これまでのそれ自体階層差をもった経営の展開の上に立って農業収入、農外収入、転作奨励金、いずれにウエ

イトをにおいて現在——将来を展望するかという一定の選択の相違があったことは事実である。家族の存在形態もそこでは大きく作用する。

以上、このP部落は、ちょうど昭和十年代後期に一度経験したと同じような事態の進展の中で、いわば壊滅的な激しい農民層の階級・階層分解を伴いながら、部落社会自体の構造的転換を迫られているといえる。P部落では現在土地の貸借関係も進み、とりわけ上・中層、下層I層の脱農層からの土地の借入が顕著にみられるが、作業委託関係も同時に進行している。そして、また、ここで指摘しなければならぬことは、酪農専業農家層においての三戸共同で公社牧場事業の開始、また畑作専業農家層で昭和五三年移行小麦組合、高台甜菜組合が形成される等、現実への切込みの集団的対応、将来展望がこのP部落においてもみられるという点であろう。

#### H部落の概況

H部落はP部落の北方に位置し、山間部の沢沿いに細長い集落を形成している。明治三十七年に開拓が始められ、大正年間にほぼ全地域の開拓が完了した。この時期は美深全体で水田の開発が積極的に進められていた時期であったため、この部落でも開墾したばかりの土地を水田化し、水田十畑作(馬鈴薯)の複合経営が基本的な生業の形として形成された。その後美深町全体の動きと同様一時水田の畑地転換がなされたものの戦後再び水田開発が進められた。こうした経過の中で、数多くの農民がこの部落に入植し昭和二八年には部落の規模も五六戸に達した。

しかし、この部落の場合、その後二つの段階をへながら数多くの農家が離農していった。

離農の第一の段階は昭和三八年〜昭和四五年の約十年間である。H部落では昭和三七、八年頃から山ぞいの傾斜地が多いこともあり、一部の農家が美深町の他部落の農家に先駆けて、水田をやめ酪農専業経営に転換し始めた。これは、土地条件に規定された農業経営の転換にほかならなかった。従って、こうした転換が成し得ぬ農家の場合その多くが離農せざるを得ず、約十年間に実に二三戸が離農に追い込まれたのである。

第二に、昭和四五、六年頃からそれまで酪農経営に転換しないまま水田十畑作の形態を維持していた農家が水田経営を断念し、それを契機にすくなからぬ農家が離農していった。事実、昭和四五年から昭和五八年までの離農家は十三戸にのぼっている。

その結果、昭和五八年現在、H部落は十七戸の農家のみによって構成される、美深町の中でもとりわけ過疎化の進展している地域になっている。このうち六戸が酪農専業農家(乳牛頭数二二頭〜六〇頭)、十一戸が畑作農家(うち、二戸が養豚も兼営)となっている。従って、水田経営を行なう農家はまったく存在しておらず、しかもこれらの農家のほとんどが減反政策の展開される以前に水田経営を断念しているため、他の部落とことなり減反政策に伴う直接的な影響はみられない。

ところで、この部落の場合特徴的なことは、第一に農業経営形態の相違が同時に所得階層の相違を意味しているということである。すなわち、農業所得でみると、酪農専業農家が年間四〇〇万円以上の所得をあげ上層を形成しているのに対し、畑作農家の場合は一五〇万円未満となっており、なかにはほぼ自給用の生産しか行っていない農家もみられる。いいかえれば、農業経営形態が階層的な

相違をきわめて明確な形でもたらしめているといつてよい。

しかも、第二に注目する必要があるのは、こうした農業経営形態と所得階層の相違は家族・労働力構成の違いをも内包しているということである。酪農専業農家は一ケースを除いて、すべて「二世代夫婦家族」形態で、農業従事者も三ないし四人となっているのに対し、畑作農家は一ケースを除いて後継者を確保し得ていない「夫婦家族」形態で、ほとんどが二人以下の農業従事者しか有していない。この点で、両者の相違は明確である。

さらに、第三に、農業経営形態と所得階層の相違は部落構造のあり方自体をも規定しているということである。たとえば、部落の区長はこれまでも酪農専業農家と上層農家によって担われ、現在、農協理事、農業委員、町議等の公職に就くものも酪農専業農家に限られている。いわば、部落内のリーダーとフォロアーの関係が経営形態の差と階層差と相即するかたちで明確に分化しているといつてよい。

このようにみてくると、H部落の場合、酪農専業農家が農業経営の中核を担い、畑作農家は多くの酪農専業経営へ移行することさえ困難な、いわば離農予備軍としての性格をもっていることがあきらかとなる。

しかし、それは、国策に先んじて水田経営を断念したH部落の酪農専業農家が減反の強化される他部落の農家よりも安定した農業経営を営んでいることを必ずしも意味してはいない。事実、酪農専業農家は生産調整と数一〇〇万円から二、〇〇〇万円にのぼる負債の問題を抱えている。しかも、この部落の農家は他部落とことなり転作奨励金がないため、農家経済全体からみる限りこの点でよりいっ

そう厳しい状況に置かれているとさえいえる。そのうえ、こうした状況に対し、彼らは既に規模拡大という方向での展望をもっておらず、現状のまま経営の効率化によって対応していこうと考えているのが実状である。

その意味で、美深町において先進的に酪農経営を導入した農家層において見られるこうした現実には、減反政策の展開によって生み出された他部落における後発の酪農家のきわめて困難な将来像を指し示しているといわざるを得ないのである。